平成12年(行ケ)第327号 審決取消請求事件(平成14年1月22日口頭弁 論終結)

判 決 リョービ株式会社 訴訟代理人弁理士 Ш 男 石 泰 Ш 本 晃 司 同 利 同 島 同 郎 野 哲 株式会社シマノ 被 訴訟代理人弁護士 利 亮 永 茂 訴訟代理人弁理士 雄 小 林 亚 井 真以子

主 文 特許庁が平成11年審判第35239号事件について平成12年7月7日にした 審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

-事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 1 原告

主文と同旨

2 被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

被告は、考案の名称を「釣竿」とする実用新案登録第2548502号(昭和62年9月19日にした実願昭62-143192号出願の一部を分割して平成3年4月11日にした出願(実願平3-2400号)に基づき平成9年5月30日設定登録。以下「本件実用新案登録」という。)の実用新案権者である。

登録。以下「本件実用新案登録」という。)の実用新案権者である。 原告は、平成11年5月24日に本件実用新案登録につき無効審判を請求し、平成11年審判第35239号事件として係属したところ、被告は、同年8月30日に訂正請求(以下「本件訂正請求」といい、その訂正請求書に添付した全文訂正明細書を「本件訂正明細書」という。)をした。特許庁は、同審判事件につき、平成12年7月7日に「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は平成12年8月3日、原告に送達された。

2 本件実用新案登録請求の範囲の記載(本件訂正明細書に記載のもの。下線部は訂正箇所)

【請求項1】魚釣りを行っている使用状態で進出操作及び後退操作が行われる緩円錐形手元側竿体(1)と緩円錐形の補助竿体(2)とからなり竿体の長さと釣り糸の相対的長さを前記使用状態時に調整するための釣竿であり、

前記緩円錐形手元側竿体(1)の外周に、前記緩円錐形の補助竿体(2)を前記手元側 竿体(1)に対して後方に向かって進出可能に套嵌し、

前記手元側竿体(1)の外周と前記補助竿体(2)の先端部内周とに、該補助竿体(2)の 進出時に嵌合する第 1 嵌合部(7)を設けると共に、

前記補助竿体(2)の前記先端部内周と前記手元側竿体(1)の中間位置の外周とに、前記補助竿体(2)の後退時、互いに嵌合する第2嵌合部(8)を設ける一方、前記補助竿体(2)を前記手元側竿体(1)よりも短く形成して、前記手元側竿体(1)の先側部分に、前記補助竿体(2)の前記後退時に、前記手元側竿体(1)が前記補助竿体(2)に対して前記第2嵌合部(8)の前方に露出させ、握って前記補助竿体(2)を手元側竿体(1)に対して進出させるための非套嵌部(13)を形成すると共に、

前記手元側竿体(1)の手元側端部の外径を前記補助竿体(2)の後端部の内径よりも 小径とし、

前記補助竿体(2)の後端部に、前記補助竿体(2)の前記先端部内周と手元側竿体(1)の外周とが前記第2嵌合部(8)により嵌合する前記後退時に、前記手元側竿体(1)の竿尻内周面(14)に外周面が嵌合する第3嵌合部(5)を設け、かつ、第3嵌合部(5)の嵌合長さを、第2嵌合部(8)の嵌合長さより長くしたことを特徴とする釣竿。

3 審決の理由の要旨

審決は、別紙1審決書の理由写しのとおり、本件訂正明細書の請求項1に係る考案(以下「本件考案」という。)は、実願昭59-108218号(実開昭61-25772号)のマイクロフィルム(以下「引用例」という。)、又は実願昭52-39196号(実開昭53-135392号)のマイクロフィルムに記載された考案ではなく、また、これらの考案及び特開昭58-146224号公報に記載された考案に基づいて当業者が極めて容易に考案をすることができたものでもないから、独立実用新案登録要件を満たすものであるとして、本件訂正請求を認容し、本件実用新案登録を無効とすることはできないとした。

第3 原告主張の取消事由の要点

審決の理由の1(手続の経緯)は認める。同2(訂正について)のうち、本件考案が独立実用新案登録要件を満たすとの判断は争い、その余は認める。同3(請求人の主張)は認める。同4(当審の判断)中の審判甲第1号証(本訴甲第4号証、引用例)の記載事項及び一致点の認定は認めるが、相違点についての認定判断は争う。

1 取消事由1 (本件考案の新規性についての判断の誤り)

審決は、本件考案と引用例記載の考案との相違点(a)として、「本件考案が、『第3嵌合部(5)の嵌合長さを、第2嵌合部(8)の嵌合長さより長くし』ているのに対し、審判甲第1号証(本訴甲第4号証、引用例)の考案は前記構成を備えていない点で構成が相違している。」(相違点(a)、審決書8頁2~4行)と認定し、「上記相違点の構成は周知・慣用技術とはいえないから、本件考案が甲第1号証(引用例)・・・に記載された考案とは認められない。」(同頁33~34行)と判断したが、相違点(a)は下記のとおり技術的には意味のない構成であって、本件考案と引用例記載の考案とは実質的に相違点がないから、審決の判断は誤りである。

(1) まず、相違点(a)に係る構成の技術的意味を検討する前提として、本件考案における構造上の前提条件を明らかにしておくと、本件訂正明細書の実用新案登録請求の範囲の記載から、手元側竿体1と補助竿体2は円錐形状であること、手元側竿体1の後端外周の径が補助竿体2の後端内周の径より小であることが明らかである。また、図面(別紙2本件考案図面参照)の記載から、手元側竿体1の外周面の竿尻部に第1嵌合部7を形成すべき肉盛部(以下「肉盛部2」という。)と、同じく中間位置に第2嵌合部8を形成する肉盛部(以下「肉盛部1」という。)とがあることが認められる。さらに、補助竿体2先端部内周面の形状と手元側竿体1の竿尻部内周面の形状は、明細書の記載の全趣旨から、緩円錐形であると解される。

以上のような構造において、手元側竿体1を前方に進出させた場合を考えると、肉盛部1の外周面と補助竿体2の内周面との接触は、補助竿体2が後退した状態から手元側竿体1を前方に進出させる際に、第2嵌合部8の長さだけ継続し、さらにそれ以上進出させると両者間に大きな間隙が生じる。この間、第3嵌合部5では、手元側竿体1の内周面と嵌合部材の外周面が円錐面状に接触しているから、手元側竿体1を僅かに前方に進出させると、両者間に隙間が生じ、嵌合が解かれてしまう。

この隙間は、釣竿がFRPのような弾性体材料を使用して製造されることから、 材料の弾性や曲げにより補償されるとしても、「第3嵌合部5の嵌合長さを、第2 嵌合部8の嵌合長さより長くし」たことにより、第2嵌合部の嵌合が第3嵌合部の それよりも先に解かれ、第3嵌合部のみで両竿の保持を図らなければならないとい う不安定な状態が生じる。

(1) したがって、上記のような状況にある第3嵌合部5と第2嵌合部8との相対的な長さを論じて、そこから明細書記載の考案の効果を導き出そうとすることは、基本的に無意味であり、相違点(a)は技術的に意味のない構成であるといわざるを得ない。

(2) 審決は、「第3嵌合部5の嵌合長さを、第2嵌合部8の嵌合長さよりも長くした」構成により、「掛かった鮎の負荷によって補助竿体2の先端部の方に曲げ負荷が作用している状態でも補助竿体2を容易に進出できる」という効果を奏すると認定しているが、上記構成により、そのような効果が奏せられるとは考えられない。すなわち、本件訂正明細書に、「手元側竿体1の非套嵌部13を握って補助竿体

2を手元側竿体1に対し進出させ」(段落【0015】)と記載されているように、手元側竿体1に対して補助竿体2を進出させるときには、手元側竿体1の例え ば非套嵌部13を握るのであって、握った時点で、掛かった鮎による曲げ負荷は、補 助竿体2の先端部よりも前方の手元側竿体1の非套嵌部13で受けられることにな り、曲げ負荷は第2套嵌部8に作用し難くなる。しかも、鮎釣りに使用される竿 容易性に影響を与える程度の曲げ負荷が補助竿体2の先端部の方に作用していると はいえないから、第2嵌合部8の嵌合長さを第3嵌合部の嵌合長さよりも短くすることによって容易に補助竿体2を進出させることが可能となるとはいえないのであ

補助竿体2を進出させる際の容易性は、むしろ、第3嵌合部5の嵌めあいの隙間 及び嵌合長さに依存する。すなわち、本件訂正明細書の段落【0017】に記載さ れた「補助竿体2の後端部に寸法精度の出し易い手元側竿体1の内周面を利用し この内周面に嵌合する第3嵌合部5を設けたから、この第3嵌合部5により、後退した補助竿体2を有効に保持できるのである。」との記載及び「寸法精度の出ない 手元側竿体1の外周面が嵌合する第2嵌合部8」との記載に示されているように、 第3嵌合部は寸法精度が出るが、第2嵌合部は寸法精度が出ないのであるから、寸 法精度の出る第3嵌合部はガタが少なく、寸法精度の出ない第2嵌合部はガタの多 い嵌め合いに設定するのが当業者の常識である。そうすると、補助竿体を進出させ ることの容易性は、第3嵌合部における内・外径の大小、周方向の剛性の大小、材 料間の摩擦力の大小、嵌合長さの長短等の複合的要因により定まる嵌合力によって左右されるのである。補助竿体を進出させることが容易になるという被告の主張す る効果は、第3嵌合部の嵌合長さと第2嵌合部の嵌合長さとを相対的に限定するこ とによって奏せられるものではない。

(3) 以上のとおり、 「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さよりも長 くし」た構成によっては明細書記載のような効果を生じるものではないから、上記 相違点(a)に係る構成は、技術的に意味のない単なる嵌合長さの限定にすぎず、 当業者が普通に採用すると認められる程度の事項である。 したがって、本件考案は、引用例に記載された考案と実質的に同一である。

取消事由2(本件考案の進歩性についての判断の誤り)

審決は「本件考案は、上記相違点(a)の構成を備えることにより、掛かった鮎の負荷によって補助竿体2の先端部の方に曲げ負荷が作用している状態でも補助竿 体2を容易に進出できる等、明細書記載の効果を奏するものであるから、本件考案 が、甲第1号証(本訴甲第4号証、引用例)ないし甲第3号証に記載された考案に 基いて極めて容易に考案をすることができたものとすることはできない。」(審決 書9頁9~13行)と判断したが、下記のとおり相違点(a)に基づく効果を誤認 して、本件考案の進歩性を肯定したものであるから、上記審決の判断は誤りであ

- 前記1の(2)で述べたとおり、「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の 嵌合長さよりも長くし」た構成により、掛かった鮎の負荷によって補助竿体の先端 部の方に曲げ負荷が作用している状態でも補助竿体を容易に進出させることができ るという効果を奏するとはいえない。そうである以上、第2嵌合部の嵌合長さと第3嵌合部の嵌合長さのどちらを長くするかは、当業者が適宜決定し得る事項にすぎ ない。
- 「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さよりも長く 被告は、 し」た構成の作用効果について、①寸法精度の良い第3嵌合部の嵌合長さを長くす ることにより、手元側竿体1の竿尻内周面14と尻栓3との結合を強くして、後退し た補助竿体を有効に保持することができ、また、②第2嵌合部の嵌合長さを短くすることにより、鮎が掛かって第2嵌合部に負荷が加わってその部分が変形しても補助竿体2を手元側竿体1から容易に進出させる(引き伸ばす)ことが可能となると主張する。この主張は、寸法精度の良い第3嵌合部の嵌合長さを長くするび り手元側竿体の竿尻内周面14と尻栓3との結合を強くするということ、及び、第2 嵌合部の嵌合長さを短くすることにより第2嵌合部に負荷が加わっても補助竿体を 容易に引き伸ばせるようにするということをいっているものと理解される。かかる 被告の主張を前提とするなら、本件考案の特徴は、結局、第3嵌合部の嵌合力を大 きく、第2嵌合部の嵌合力をそれより小さく設定したことにあると解さざるを得な

い。

ところで、引用例には、第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力よりも大きく することが記載されている。

なお、引用例には、本件考案の「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くし」た構成については明確に開示されていないが、嵌合力に大小をつけるために嵌合長さを変えることは、当業者であれば適宜選択する単なる設計的事項にすぎない。

(3) 被告は、釣人が両方の手で補助竿体上のA点とC点(別紙2本件考案図面参照)を支持するので、釣竿に掛かる曲げモーメントMの最大値の位置は、ほぼ第2嵌合部8の位置に相当するC点となり、魚が掛かった状態で補助竿体を進出させる際には、片方の手をC点から非套嵌部13の位置D点に移動させて握るから、釣竿に掛かる曲げモーメントMの最大値の位置がD点となるが、この時第2嵌合部近くのC点に掛かる曲げモーメントMは、多少低下するが依然として大きな曲げモーメントが作用すると主張し、このような大きな曲げモーメントが作用しても本件発明の「第3嵌合部の嵌合長さを第2嵌合部の嵌合長さより長くした構成」により、補助竿体を容易に進出させることができるという効果が奏されると主張する。

しかし、釣人がA点とC点を握る時、C点で曲げモーメントのほとんどを支えるから、鮎が掛かった時に片方の手をC点からD点に移動させると、D点を握るーメら、鮎が掛かった時に片方の手をC点からD点で当まで生ると、D点を握ってしっかりと握ることになり、D点で当まるのように曲がある。とはなり、O点では被告主張のような大きな曲げモーメントのがないのがないのがない。とはなら、もつとはなら、もつとはなら、さなの手元側竿の変形は、被告主張のように大きくなることはなく、もつとがら補助竿体を進出させるのでありにおいて、釣れた鮎を囮鮎と共に補助と共に補助にないのである。実際の釣りにおいて、釣れた鮎を囮鮎と共に前助竿体を進出させるのでありにおいて、台によってあり、この時はD点で竿全体を支えているの嵌合かにはない。第2嵌合部の嵌合力は、第2嵌合部の嵌合力は表現するような顕著な効果が出るものではない。

第4 被告の反論の要点

審決の認定、判断に誤りはなく、原告主張の取消事由は理由がない。

1 取消事由1 (本件考案の新規性についての判断の誤り) に対して 原告は、「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くし」たこと は、単なる嵌合長さの限定にすぎず、当業者が普通に採用すると認められる程度の 変更であるから、本件考案は、引用例に記載された考案と実質的に同一であると主 張する。

しかし、本件考案の「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くし」た構成は、引用例に記載されていないし、釣竿において、かかる構成が周知技術でもない以上、本件考案が引用例記載の考案と同一でないことは明らかである。

2 取消事由2 (本件考案の進歩性についての判断の誤り) に対して

(1) 原告は、本件考案の特徴である「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くした」ことの技術的意味は、要するに、第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力より大きく設定したことにあり、これによって手元側竿体1を補助竿体2内に収納したときに補助竿体が有効に保持され、鮎が掛かった負荷で第2嵌合部が変形しても、補助竿体を手元側竿体から引き伸ばしやすくしたものであると解さざるを得ないと主張する。

でいし、本件訂正明細書には、「更に、以上のごとく後退した補助年体2は、第2嵌合部8と第3嵌合部5とにより有効に保持できるのである。即ち、一般に決定である。即ち、一般に決けてきるの内周面は成形用芯金により内周面に対法精度の内周面は成形正確に出て成形さるのに対し、外周面の寸法精度は出しにくいのである。然るに本件の内は、以上の如く前記補助年体2の後端部に寸法精度の出しあい手元側年体1の部分は、以上の如く前記補助年体2の後端部にすまり、の出したがでは、次の中第3時10時により、を記載されており、本件考案では、数年に出したがでの部3号証7日により、と記載されており、本件考案では、数年に出したがである。「甲第3号証7日により、といる状態での補助年体の進退と有効な保持を可能とするために、「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くし」との構成に限定するとである。規定したものであって、単に嵌合力を限定したものでないことは明らかである。

新年の嵌合部の嵌合力が大きすぎれば、曲げモーメントが作用していなくとも固着現象を起こして摺動できなくなることは周知であって、本件考案においても各嵌合部の寸法(嵌合度合)は製造段階でそれぞれ調整するものである。

(2) 本件考案は、第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くした構成により、下記の作用効果を有する。

第1に、補助竿体の後端部に寸法精度の出しやすい手元側竿体の内周面を利用し、この内周面に嵌合する第3嵌合部の嵌合長さを長くし、寸法精度の出ない手元側竿体の外周面が勘合する第2嵌合部の嵌合長さを短くすることにより、後退した補助竿体は、第2嵌合部と第3嵌合部により有効に保持される。

第2に、第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くしたことにより、鮎が掛かって釣竿に負荷が作用している状態で補助竿体を手元側竿体に対して進出させる場合でも、手元側竿体の非套嵌部13を握って補助竿体をとっさに進出させることができ、釣竿の全体長さをいち速く長く調節することができるから、掛かり鮎を取り逃がすことなしに容易に取り込むことができる。

通常の釣りの際、釣人は両方の手で補助竿体2上のA点とC点を支持するので、釣竿に掛かる曲げモーメントMの最大値の位置は、ほぼ第2嵌合部8の位置に者するC点となる。魚が掛かった状態で補助竿体を進出させる際には、片方の手を上点から非套嵌部13の位置D点に移動させて握る。その結果、釣竿に掛かる曲げモーメントMの最大値の位置がD点となるが、このとき第2嵌合部近くのC点に掛から、第2嵌合部は摺動困難な状態であることに変わりはない。C点から竿のおまでは通常8m以上あり、C点とD点との距離は約0.3m、A点とC点との影響では通常8m以上あり、C点とD点との距離は約0.3m、A点とC点との影響には約0.5m程度にすぎないので、支持点がC点からD点に移動してもその影響におれ程大きくない。第2嵌合部においては、手元側竿体1が釣竿に掛かる曲げもれるので、大きない。第2嵌合部においては、手元側竿体1の直径がそであり方向で見かけ上、増大すること、また、鮎竿のような薄肉パイプ状の釣竿のは増が下で見かけ上、増大すること、また、鮎竿のような高ことにより、第2嵌合部で見がで見かけと、第2嵌合部により、第2嵌合部で見がで見かけといる。第2は対してとの指動抵抗を減らすことに対してとっさとができるとしている。掛かり鮎を取り逃がすことなく容易に取り込むことができることにより、掛かり鮎を取り逃がすことに対してとっさとができるようにしている。

(3) 原告は、引用例には、第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力より大きく設定したことにより、手元側竿体を補助竿体内に収納したときに補助竿体が有効に保持され、鮎が掛かった負荷で第2嵌合部が変形しても、補助竿体を手元側竿体から引き伸ばしやすくしたという技術思想が開示されていると主張し、引用例の「第3図は第2図に於ける並継合せ部の別の例を示す。この場合並継合せ部を合せ部と考えないで、一種のがた防止と考え、握り部1cの基部に並継用の部品8を固着し、該部品8に対し元竿1bの端を並継ぎ合せするようにしてもよい。」(甲第

4号証6頁1~5行)との記載を引用する。しかし、この記載の意味は必ずしも明瞭ではないし、引用例には、本件考案の第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力より大きく設定したことについての記載はない。いずれにしろ、引用例記載の考案は、本件考案の相違点(a)に係る構成を備えたものではないから、原告の主張は誤りである。

(4) また、原告は、引用例に本件考案の相違点(a)に係る構成について明確に開示されていなくても、上記の技術思想を達成する解決手段として、嵌合長さを変えることにより嵌合力を変えることは、当業者であれば適宜選択する単なる設計的事項にすぎないと主張する。

しかし、仮に、引用例記載の考案において第3嵌合部に相当する部品8と元年1bの振出し合せ部6との嵌合部の嵌合力が、がた防止の嵌合力よりも強い合わせ部としての嵌合力を備えているとしても、本件考案では、嵌合力の調整のために嵌合長さを規定しているのではなく、釣竿に曲げモーメントが作用した際、嵌合部が固着状態となって竿を摺動し得なくなることをできる限り避けるためのものであるから、引用例記載の考案とは目的、課題を異にしている。したがって、本件考案の相違点(a)に係る構成を、当業者といえども引用例記載の考案から、極めて容易に想到することはできない。

仮に、引用例に嵌合力を調節することが記載されているとしても、釣竿の嵌合力の調整は、嵌合部の各竿の内径と外径の寸法差を調整するのが一般的であり、嵌合長さを調整すること、特に、釣竿の曲げ変形を考慮して嵌合長さを規定することは、一般的に知られていたものではないし、このことが周知技術であったとする証拠もない。

- (5) 原告は、A点を握って引き伸ばす際の抵抗力たる嵌合力が、第2嵌合部の嵌合力と第3嵌合部の和であって、第2嵌合部の嵌合長さを短くしても、被告が主張するような顕著な効果がでるものではないと主張する。しかし、一方の手でA点を握って釣り上げ作業の最中に、他方の手でD点を握り釣竿の長さ方向に両竿体を引き伸ばす際、支えの主体は依然としてA点にあり第2嵌合部に大きな曲げモーメントが作用している。また、仮に両手でA点とC点を支えているとしても、鮎竿は10メートル近い長さの竿であるから、原告主張のようにC点のみで曲げモーメントのほとんどを支えるというのは不自然であるし、仮にそうであれば、C点でほとんどの一重を支える手をは大きの表別することは不可能である。
- (6) したがって、本件考案の効果についての審決の認定、及び本件考案の進歩性についての審決の判断に、誤りはない。

第5 当裁判所の判断

本件考案と引用例に記載された考案とが「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さより長くした」構成(審決認定の相違点(a))を除くその余の構成において一致していること、及び引用例に上記相違点(a)の構成に関する明示の記載がないことについては、当事者間に争いがない。

原告は、取消事由1として、相違点(a)に係る構成は技術的に無意味な構成であるから、本件考案と引用例に記載された考案とは同一であると主張するが、嵌合部の嵌合長さをどのようにするかが技術的に全く無意味であるとまで認めることはできないから、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

そこで、取消事由2 (本件考案の進歩性についての判断の誤り) について検討する。

1 本件考案と引用例記載の考案との対比

- (1) 甲第4号証によれば、引用例は、「釣竿」の考案に関する実用新案登録出願に係る明細書のマイクロフィルムであって、その明細書中の「考案の詳細な説明」の欄(なお、別紙3引用例図面参照)には、
- ①「本考案は、第5図に示すような継ぎ部品4によって竿の長さを伸ばし得るようにした釣竿に於て、この伸縮機構を竿と一体化しようとするものである。しかも伸張操作がし易いように握り部分に続いて直ちに設けて伸長操作をスムーズに行いうるようにしようとするものである。」(4頁6~11行)と、考案の目的が記載され、
- ②考案の実施例の説明として、「第2図は元竿1bと握り部1cとの連結構造を示す。第2図(a)の如く元竿1bはその基部に振出し合せ部・・6を有し、この振出し合せ部6と一定寸法離れたところに並継合せ部・・7を有している。元

年16の上述した構造に対応して握り部1cはその先端部に振出し合せ用のテーパー部6′とこのテーパー部6′の先に隣接して並継ぎ合せ用の筒状部7′を備えている。第2図(b)は元年16の振出し合せ部6と握り部1cのテーパー部6′とが係合した状態、即ち、年が伸長した状態を示している。第2図(c)は第2図(b)の状態から年を縮めた状態で、元年16の並継合せ部7が握り部1cの筒状部7′と係合している。」(5頁1~15行)、「第3図は第2図に於ける並継合せ部の別の例を示す。この場合並継合せ部を合せ部と考えないで、一種のがた防止と考え、握り部1cの基部に並継用の部品8を固着し、該部品8に対し元年16の端を並継ぎ合せするようにしてもよい。」(6頁1~5行)と記載され、

端を並継ぎ合せするようにしてもよい。」(6頁1~5行)と記載され、 ③考案の効果として、「以上の如く、本考案は伸長機構を元竿と握り部との間に竿と一体的に設けたので、伸縮がきわめて容易である。」(6頁11~13

行)と記載され、

④第2図、第3図に元竿と握り部の連結構造が示されていることが認められる。

(2) これらの記載と第2図、第3図が図示するところによれば、引用例の第3図に示された実施例には、握り部(本件考案の「補助竿体」に相当)の基部に設けた部品8と元竿1b(本件考案の「手元側竿体」に相当)の振出合せ部6とが嵌合されて並継ぎ合わせられ、第2図において元竿の並継合せ部7として示された竿径を大きくした部分を、合わせ部ではなく、「がた防止手段」とした釣竿が開示されていると認められる(本件考案と対応させると、竿を縮めた状態における上記がた防止手段と筒状部7′との嵌合部分が、本件考案の「第2嵌合部」に、元竿1bの振出合せ部6と部品8との並継ぎ合わせ部分が本件考案の「第3嵌合部」にそれぞれ相当する。以下、[] 内は対応する本件考案の部位名称)

そして、部品8と元年16の振出合せ部6との並継ぎ合せ部[第3嵌合部]が、部品8に対して元年16の振出合せ部6をしっかりと嵌着させる機能を有するのに対し、がた防止手段と筒状部7′との嵌合部分[第2嵌合部]は、がたを防止する程度、すなわち音を立てて揺れ動くことがないという程度に嵌合されていれば足りるものであるから、上記並継ぎ合わせ部[第3嵌合部]の嵌合力が、がた防止手段と筒状部7′との嵌合部分[第2嵌合部]の嵌合力よりも強いことは、当業者にとって自明であるというべきである。

そうすると、引用例には、部品8と元年1bの振出合せ部6との並継ぎ合せ部 〔第3嵌合部〕の嵌合力を「がた防止手段」と筒状部7′との嵌合部分〔第2嵌合部〕の嵌合力よりも強くすることが実質的に記載されていると認められる。

(3) 引用例には、本件考案の「第2嵌合部」に相当する「がた防止手段と筒状部7′との嵌合部分」の長さ、同じく「第3嵌合部」に相当する「元竿1bの振出合わせ部6と部品8との並継ぎ合わせ部分」の長さについては、明示の記載がない。

しかしながら、可撓性のある材料から成る釣竿を圧入により嵌合する場合、その 嵌合面に作用する嵌合力とは、圧入によって嵌合部分の内外面に発生した歪みに基 づく応力であると考えられるから、その嵌合力を大きくするための1つの手段とし て、嵌合する接触面積を大きくすることは、当業者にとって自明ないし極めて自然 な選択に属する技術的手段であると認められる。また、がた防止のための嵌合部 は、嵌合長さが短くてよいことも当然のことであり(極端にいえば短い突起でも足 りる)、その長さをどの程度にするかは、当業者が適宜選択し得る設計事項にすぎ ない。

してみると、引用例記載の考案において、本件発明の第3嵌合部に相当する「元 年1bの振出合わせ部6と部品8との並継ぎ合わせ部分」の嵌合長さを長くし、第 2嵌合部に相当する「がた防止手段と筒状部 7′との嵌合部分」の嵌合長さを短く し、結果として、前者の嵌合長さを後者の嵌合長さより長いものとすることは、各 嵌合部分について当業者が極めて自然に選択する技術的手段の単純な組み合わせと いう程度のものであって、当業者が極めて容易に想到することができたものという べきである。

2 被告の主張について

(1) 被告は、本件考案は、①寸法精度の出しやすい手元側竿体の内周面が嵌合する第3嵌合部の嵌合長さを長くし、寸法精度の出ない手元側竿体の外周面が嵌合する第2嵌合部の嵌合長さを短くすることにより、後退した補助竿体が、第2嵌合部と第3嵌合部とにより有効に保持されるという効果(第1の効果)、及び、②第

3 嵌合部の嵌合長さを、第2 嵌合部の嵌合長さより長くしたことにより、鮎が掛かって釣竿に負荷が作用している状態で補助竿体を手元側竿体に対し進出させる場合でも、手元側竿体の非套嵌部 1 3 を握って補助竿体をとっさに進出させることができ、釣竿の全体長さをいち速く長く調節することができるから、掛かり鮎を取り逃がすことなしに容易に取り込むことができるという効果(第2の効果)を奏するものであると主張する。

なるほど、甲第3号証によれば、本件訂正明細書(なお、別紙2本件考案図面参照)には、本件考案の効果について、次のとおり記載されており、これとほぼ同一内容の記載が段落【0007】【作用】及び段落【0015】【実施例】の項にもあることが認められる。

しかしながら、上記記載によれば、手元側竿体の内周面では寸法精度が出しやすく、外周面では寸法精度が出ないという技術的事項は、本件考案の手元側竿体が、成形用芯金により成形される場合を前提とし、その内周面が成形用芯金に接して成形されるから、内周面の寸法精度を正確に出すことができるのに対し、外周面では成形用芯金に接しないから寸法精度を出すことができないというものと解されるところ、本件実用新案登録請求の範囲には、手元側竿体を成形用芯金により成形する旨を限定する記載がないから、原告主張の第1の効果は、本件考案の構成から奏される効果についての主張であるとは認められない。

また、引用例には、「本考案は伸長機構を元竿と握り部との間に竿と一体的に設けたので、伸縮がきわめて容易である。」(6頁11~13行)と記載されており、掛かった魚の負荷が釣竿に作用している状態で元竿と握り部とを伸縮させることは、当業者であれば当然に予想することができる使用法であると認められるから、原告主張の第2の効果についても、引用例第3図に記載の実施例の釣竿が、実質的に奏する効果というべきである。

したがって、本件考案が引用例記載の考案と格別に異なる効果を奏すると認める ことはできない。

(2) 被告は、引用例には、第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力よりも大きく設定したことについて記載はなく、仮に、引用例記載の考案において、部品8と元年16の並継ぎ合わせ部[第3嵌合部]が、がた防止の嵌合力よりも強い合わせ部としての嵌合力を備えているとしても、本件考案では、嵌合力の調整のために嵌合長さを規定しているのではなく、釣竿に曲げモーメントが作用した際、嵌合部が固着状態となって竿を摺動させることができなくなることをできる限り避けるために「第3嵌合部の嵌合長さを、第2嵌合部の嵌合長さよりも長くした」構成(相違点(a)に係る構成)を採用しているものであって、引用例記載の考案とは目的、課題を異にしているから、当業者といえども引用例記載の考案から上記構成を容易に想到することはできないと主張する。

しかしながら、引用例の「第3図は第2図に於ける並継合せ部の別の例を示す。

この場合並継合せ部を合せ部と考えないで、一種のがた防止と考え、握り部1cの基部に並継用の部品8を固着し、該部品8に対し元竿1bの端を並継ぎ合せするようにしてもよい」(甲第4号証6頁1~5行)との記載に基づいて、第3図が図示する実施例をみれば、上記記載で説明されている構成や作用効果は容易に理解することができるものであり、引用例には第3嵌合部の嵌合力を第2嵌合部の嵌合力より大きく設定したことが実質的に記載されていると認められることは前示のとおりである。

また、本件考案と引用例記載の考案とは目的、課題を異にしているから、当業者といえども引用例記載の考案から相違点(a)に係る構成を容易に想到することができない旨の被告主張は、以下の理由により、採用することができない。

ア 甲第3号証によれば、本件訂正明細書には、本件考案の効果について、前記(2)に引用したとおりの記載(段落【0017】)があることが認められる。

(ちなみに、第2嵌合部の嵌合長さを短くすることが「第3嵌合部5により後退した補助竿体を有効に保持できる」ことによって可能となった旨の説明に照らすと、補助竿体を後退させた状態(伸ばす前の状態)における補助竿体の保持は、主として、「嵌合長さを長くした」第3嵌合部の嵌合によって実現され、第2嵌合部は補助竿体の保持について従たる機能しか期待されていないことが窺われる。)

イ 審決は、「本件考案は、上記相違点(a)の構成を備えることにより、掛かった鮎の負荷によって補助竿体2の先端部の方に曲げ負荷が作用している状態でも補助竿体2を容易に進出できる等、明細書記載の効果を奏するものである」と認定し、被告も同旨の主張をする。

「・・・従って、前記第3嵌合部5の嵌合長さを長くすることにより、寸法精度の 出ない手元側竿体1の外周面が嵌合する第2嵌合部8の嵌合長さを短くできるので ある。」との記載があるが、これは、第2嵌合部8の嵌合長さを短くすることが可 能となった理由ないし由縁を述べているものにすぎないものと認められる。)。

そうすると、鮎が掛かって釣竿に負荷が作用している状態でも補助竿体を容易に進出させることができるという本件訂正明細書記載の効果は、端的に、第2嵌合部の嵌合長さを「短く」したことによって得られるものと認められるのであって、第2嵌合部の嵌合長さと第3嵌合部の嵌合長さの相対関係に依存するものではないというべきである。

ウ そこで、以上を前提として検討するに、確かに、引用例には、釣竿に曲げモーメントが作用した際、嵌合部が固着状態となって竿を摺動することができなくなることを避ける旨の明示の記載はない。しかし、引用例記載の考案も釣竿であって、前示のとおり、部品8と元竿1bとの嵌合部〔第3嵌合部〕の嵌合力が、がた防止手段と筒状部7′との嵌合部〔第2嵌合部〕の嵌合力よりも強いことが自明で

ある以上、引用例記載の考案も、釣竿に曲げモーメントが作用した際にも伸縮を容易に行い得るという作用効果を実質的に奏するものと認められる。

とりわけ、がた防止手段の長さを短くした場合 (このようにすることが適宜設計事項であることは前示のとおりである。)、曲げモーメントが作用しても補助竿体を容易に進出させ得ることは明らかである。

してみると、本件考案について原告が主張する効果は、引用例記載のがた防止手段を設けた釣竿において、当業者が適宜採用し得る構成から当然予測される効果の範囲を超えるものとは認め難い。

なお、被告は、鮎が掛かった状態で補助竿体を進出させる際には、別紙2の本件考案図面のように、両方の手で補助竿体のA点とC点を支持していた状態から片方の手をC点から非套嵌部の位置D点に移動させて握ることになり、掛かった鮎によって第2嵌合部のC点に作用する曲げモメントは、片方の手をD点に移動させて集ることになり、小の手をD点に移動させて大きな曲げモーメントが作用する出げモーメントが作用する場所では、第2嵌合部の嵌合長さを短くして、その摺動抵抗を減らすことに対してより、第2嵌合部の嵌合長さを短くして、その摺動抵抗を減らすことに対してより、第2嵌合部の嵌合長さを短くして、その摺動抵抗を手元側竿体に対してより、第2嵌合部が作用している状態でも、補助竿体を手元側竿体に対してときないって釣竿に負荷が作用している状態でも、補助竿体を手元側竿体に対してときるとをできる限り避けるためのものであるとも主張する。

しかし、被告の上記主張も、結局、第2嵌合部の嵌合長さを「短く」したことによる効果を主張しているものであって、引用例記載の考案において、がた防止手段と筒状部7′との嵌合長さを短くすることが当業者にとって極めて容易に想到し得る構成であり、かつ、その構成により、仮に引用例記載のものにおいてC点に相当する位置に曲げモーメントが作用したとしても、その状態で竿を容易に伸長させ得る(握り部を容易に進出させることができる)という効果が奏されることは、前記ウで認定したとおりである。

3 結論

以上のとおりであるから、原告主張の取消事由2には理由があり、審決は取消し を免れない。

よって、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第18民事部

 裁判長裁判官
 永
 井
 紀
 昭

 裁判官
 古
 城
 春
 実

 裁判官
 橋
 本
 英
 史